

利用手続きと利用料について

幼稚園・保育所の利用手続き

保育所と幼稚園は申込先・契約先が異なる

<保育所>

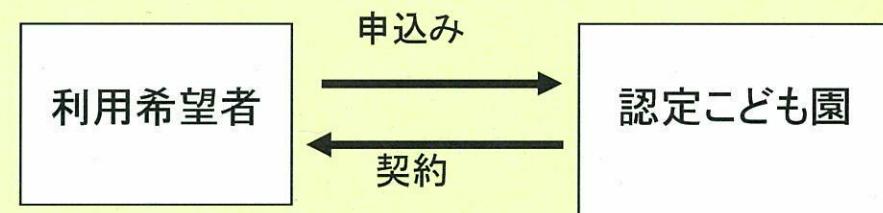


<幼稚園>



認定こども園の利用手続き

利用希望者は認定こども園に直接申込み、契約は施設と直接行う



保育に欠ける子については施設を経由して市町村が認定

市町村

幼稚園・保育所の利用料

保育所と幼稚園は利用料の設定・徴収に相違

<保育所>

市町村が、市町村内の保育所につき一律に利用料を設定し、徴収

<幼稚園>

施設が利用料を設定し、徴収

認定こども園の利用料

認定こども園においては、利用料設定を柔軟にできるよう、保育所について特例措置を講じる

- 施設が利用料を設定し、徴収
- 施設は設定した料金を、市町村に届出
- 低所得者等の利用が排除されないよう、市町村による改善命令